

四天王寺大学短期大学部学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

保育科 「保育」

ライフデザイン学科「ライフデザイン」

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学学則第24条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は前条に基づき、学位を授与できると認められた者に対して、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 短期大学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「四天王寺大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第6条 学位を授与された者に、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったとき、教授会、教育研究評議会の議を経て、学長はその学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

附 則

- 1 本規程は平成18年1月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、第2条の規定にかかわらず「学位」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、第2条の規定にかかわらず「学位」の取り扱いは、なお従前の例による。

- 4 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、第2条の規定にかかわらず「学位」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和3年度以前の入学生については、第2条の規定にかかわらず、「学位」の取扱いは、なお従前の例による。